

事業者各位

要求水準書への質問（第1回）に対する回答書

宝塚市 環境部 クリーンセンター 施設建設課

令和3年8月23日までに提出された質問への回答は以下のとおりです。

工事名：宝塚市新ごみ処理施設整備・運営事業

■質問への回答

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
1	I 共通編 ～III 運営編	—	—	2021年6月に貴市より拝受致しました、実施方針及び要求水準書(案)に対する質問回答内容は、今回公告においても有効である。と理解してよろしいでしょうか。	前回の質問回答は、今回公告の書類には含めません。前回の回答を基に、必要な内容は今回の入札公告時の書類に反映しています。
2	I 共通編	vi	添付資料 18 施設関係資料	本事業における建築確認申請は増設申請と思われれます。建蔽率等法的要件の確認のために既存施設の確認申請書のご提示をお願いします。	各施設の確認申請書は、変更等の書類を含めると膨大になるため、書類が必要な場合は、閲覧申請して閲覧していただき、必要な書類に対し提示申請書より申請をお願いいたします。(例：ごみ焼却施設の最終12条報告書の図面以外の鑑等書類、など)
3	I 共通編	x	【用語】仮設リサイクル処理場	「現行の循環型社会形成推進交付金制度における「マテリアルリサイクル推進施設」として整備を行うものである。」と記載ありますが、仮設リサイクル施設は交付金対象になるという理解でよろしいでしょうか。	仮設リサイクル処理場についても交付申請を想定しています。
4	I 共通編	2	6. 設計図書等の取扱い	「・・・発注者による設計図書等の確認後も、工事竣工までは設計の履行が完了していないものとする。」とありますが、設計の履行とは、要求水準書および入札時に提出した提案書・基本設計図書の内容を満足することと考えてよろしいでしょうか。	共通編 P. 36 に示す「工事竣工」の時点を、設計の履行完了とします。
5	I 共通編	3	3. 敷地面積	『現場事務所、工事関係車両用の駐車場、資材置場等の工事用地について、本敷地で不足する場合は、事業者にて確保しなければならない。』とありますが、当事業計画地に隣接する、貴市の市営グラウンドを工事期間中、工事用地として有償貸与いただくことは可能でしょうか。	多目的グラウンドは継続的に市民が利用しているものであり、貸与できません。
6	I 共通編	3	3. 敷地面積	『現場事務所等の工事用地において、本敷地で不足する場合は次業者にて確保しなければならない』とありますが、工事監理者様用の現場事務所も本敷地外に設置しても良いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	I 共通編	3	3. 敷地面積	『現場事務所、工事関係車両用の駐車場、資材置場等の工事用地について、本敷地で不足する場合は、事業者にて確保しなければならない。』とありますが、敷地隣接の武庫川河川敷の一部を、河川管理者と協議の上、許可が下りれば工事用地として使用することは選択肢として可能でしょうか。	河川管理者（兵庫県）及び本市公園河川課と協議の上、許可が下りれば可とします。
8	I 共通編	4	(4) 工事車両の通行 ①	車庫棟南側の構内道路の通行は原則不可とありますが、仮設リサイクル施設の工事に於いて一部道路を使用する必要がある場合は通行車両、歩行者の安全対策を講じ、一時的に使用する事は可能でしょうか。ご教示をお願いします。	通常のごみ搬入車両が通行するルートでもあることから、事故の無いように安全上十分に配慮するとともに、使用の際は事前に協議をお願いします。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
9	I 共通編	4	(5)敷地周辺設備 ①電気	今回の工事にあたり、新たに 22kV 1 回線を開西電力より引き込みますが、I 期工事での受電～試運転完了迄は一時的に既設焼却施設の高圧受電と平行して受電する形となります。一時的に 2 受電となることに関しては、電力との間で問題ないという理解でよろしいでしょうか。	関西電力送配電(株)と協議してください。
10	I 共通編	5	(5)敷地周辺設備 ⑤雨水	「土壌汚染の無いことを確認することで、その単位区画には雨水浸透施設(既存も含む)の設置が可能である。上記を踏まえ、現状の雨水排水計画を踏襲した計画すること。」と記載がありますが、添付資料 8: 土壌汚染状況調査報告書より、浸透桝の場所にて汚染土が判明している箇所があります。浸透桝の場所にて汚染土が発見されたエリアの既存浸透桝については、形質変更時要届出区域の指定前に、雨水を浸透させない措置が必要という理解でよろしいでしょうか。	事業完了時(整備が完了する令和 14 年 9 月末時点)において、形質変更時要届出区域に指定されたままの区域について、既設及び新設の雨水浸透施設が設置不可となります。雨水浸透桝の撤去・新設・継続利用等の詳細は事業者の提案に基づき、協議します。
11	I 共通編	5	(5)敷地周辺設備 ⑤雨水	共通編 p.4 (4) 工事車両の通行で「構内道路(東西横断道路)の通行は、原則不可とする。」との記載があります。一方、貴市による事前調査にて東西道路の浸透桝の場所にて汚染土が判明している箇所があり、東西道路内での工事が発生します。この箇所についてはどのような対応を行えばよいでしょうか。	雨水を浸透させない措置の内容は事業者に委ねますが、収集車両の通行に支障の無いようにしてください。
12	I 共通編	5	(5)敷地周辺設備 ⑤雨水	「土壌汚染の無いことを確認することで、その単位区画には雨水浸透施設(既存も含む)の設置が可能である。上記を踏まえ、現状の雨水排水計画を踏襲した計画すること。」と記載がありますが、万一、土壌汚染が原因で、現状の雨水排水計画を踏襲できないことにより統合治水条例の対象となった場合は別途協議をお願いします。	その場合は協議します。
13	I 共通編	6	5. 既存施設について (1) 既存施設の概要	既存施設は定義がありませんが、本事業において解体撤去工事の対象となる既存施設とは、本項目に記載されている 11 の施設すべてと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の 11 の既存施設は主な既存建築物等であり、解体撤去工事の対象となる既存施設は、11 の施設を含む現存するすべての建築物及び工作物等(協議により存置するとした範囲を除く)です。
14	I 共通編	11	7. 処理対象物 (2) マテリアルリサイクル推進施設 ⑥紙・布 (事業系・直接持込分)	「(事業系・直接持込分)」となっていますが、本項の事業系とは一般持込(事業系の紙・布)搬入車両のことで、収集業務を事業として行っている車両の当該施設へ収集車、許可収集車による搬入は無いとの理解でよろしいでしょうか。	許可収集車による紙・布の搬入はあります。
15	I 共通編	11	7. 処理対象物 (2) マテリアルリサイクル推進施設 ⑧危険物・有害物・適正処理困難物	施設における適正処理困難物の処理について、想定されるストック量をご教示願います。	現施設における処理不適物は、添付資料 01⑩「宝塚市家庭ごみの減量と出し方・分け方ハンドブック」P.23 を参照して下さい。また、共通編 P.47 第 3 節 1.③で不適物混入の未然防止(搬入制限)及び 4.④で危険物・有害物・適正処理困難物の取扱いを記載していますので、参照して下さい。 現状のストック量は現地確認してください。新施設での量は事業者提案に拠ると考えます。
16	I 共通編	11	(1) 事業者が行う業務	発注者からのアスベスト調査結果と相違があった場合などにおいて、請負者が適切に処置を施さないことが問題となり、特定粉じん排出等作業の届出者は平成 26 年に工事の施工者から工事の発注者に変更となりました。 この法律改正の趣旨はアスベストの調査結果に対しては発注者が責任を負うことであるため、貴市による事前調査結果(添付資料 15)以外にアスベストが発見された場合は、別途協議をお願いします。	平成 25 年 6 月の法改正(平成 26 年 4 月施行)により、届出者は発注者となり、受注者が事前調査を行い、発注者に報告等を行うこととなりました。また R2 年 6 月の法改正により、アスベストの有無にかかわらず事前調査及び報告は義務化されました。 現在添付している資料は、発注者(建物所有者)として提供している現在分かる範囲での資料であり、本事業を受注後、実施設計を進める中で、受注者により事前調査が行われ、正式なアスベスト調査結果が判明します。その際に必要なアスベスト対処工法や範囲・数量について再度協議を行いたいと考えています。 また、令和 5 年 10 月より、必要な知識を有する者による事前調査が必要となり、現在においても推奨されていますが、今回の資料はその必要な知識を有する者による事前調査結果ではありません。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
17	I 共通編	11	(1)事業者が行う業務	「※ただし、電力の引込工事に係る～清算する」とありますが、工事負担金 2 億円を含めた金額で契約し、工事負担金が明確になった時点で契約変更を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	I 共通編	11	(1)事業者が行う業務	「ただし、電力の引込工事に係る関西電力送配電(株)への工事費負担金については、2 億円として入札価格に含めること。」とありますが、工事費負担金の 2 億円には、消費税及び地方消費税は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。 また、予定価格に含まれていると考えてよろしいでしょうか。	2 億円は税込み金額であり、予定価格に含まれています。
19	I 共通編	12	(1)事業者が行う業務	仮設リサイクル処理場の運転管理について、「要求水準書(案)への意見・質問に対する回答書(意見への回答 No. 4)」において、事業用地での受入を行ったうえでの外部委託が認められておりますが、中間処理のみの委託であり、選別をされた金属等や残渣は本事業用地内に運搬を行い、貴市が指定する再資源化業者が引取りを行うとの理解でよろしいでしょうか。	仮設リサイクル処理場の運営において中間処理を外部委託する場合、委託先での資源物売却収入は市に帰属するものとします。残渣は、本事業用地内に運搬を行い、処理することとなります。
20	I 共通編	12	(1)事業者が行う業務	実施方針公表時の要求水準書(案)への意見回答No.4において「仮設リサイクル処理場の整備及び運営については～構成企業へ処理委託することは可能」とありますが、この場合も資源物等の売却収益は貴市に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。	仮設リサイクル処理場の運営において中間処理を外部委託する場合、委託先での資源物売却収入は市に帰属するものとします。
21	I 共通編	12	(1)事業者が行う業務	運転管理業務について、「資源物や焼却灰、最終処分する不燃物～事業者は、連絡・調整・積込又は発送までを行うこと。」とあります。 「発送」の対象品目、想定される発生量および発送方法についてご教示願います。	現在、発送の対象品目は、小型充電式電池、インクカートリッジ、及び乾電池・ボタン電池・割れていない蛍光灯・水銀製品類です。 小型充電式電池の発生量は年間約 170kg 程度、インクカートリッジの発生量は年間 30kg 程度です。発送方法は、専用容器に収めた上で宅配業者による集荷(着払い)です。 乾電池・ボタン電池・割れていない蛍光灯・水銀製品類の発生量は併せて年間 18t 程度(うち乾電池が 17t 程度)です。発送方法は、乾電池はドラム缶、蛍光灯・水銀製品類は保護した上で段ボールに、それぞれ収めた上で市の指定業者への引渡し(費用は市所掌)です。 なお、本事業で整備するエネルギー回収推進施設では、上記のうち乾電池は焼却対象物としています。現状どおり資源化を継続するかどうかは未定のため、その時において協議します。
22	I 共通編	12	(1)事業者が行う業務	「資源物や焼却灰・・・発送までを行うこと。」と記載がありますが、p13.(2)本市が行う業務 ③本施設の運営に関する業務では、「焼却灰(主灰・飛灰)の搬送・処分(積込は事業者所掌)」と記載があります。焼却灰は、「搬送・処分(積込は事業者所掌)」が正しいとの理解でよろしいでしょうか。	焼却灰については、引取先や搬出業者の選定は本市が行います。事業者は、連絡・調整・積込までを行ってください。搬送・処分は市が行います。(焼却灰については、発送することはありません。)
23	I 共通編	12	(1)事業者が行う業務	資源物の発生量は収集されるごみの影響を受け量の想定が困難であること、また、発送先が不明のため輸送距離を想定できません。そのため資源物の積込までを事業者の所掌とし、発送は貴市の所掌にお願いできないでしょうか。	発送料金は、着払いまたは本市所掌です。
24	I 共通編	12	(1)事業者が行う業務	運営について、「管理棟、収集車車庫～維持管理はすべて事業者負担とする。」とあります。 必要な用役費算出の参考とさせていただくために、管理棟、収集車車庫棟、収集作業員詰所における、電気、ガス、水道、排水の実績使用量もしくは費用をご教示願います。 また、各施設の一日当たりの平均使用人数、使用時間をご教示願います。	既存管理棟の電気、水道、ガス使用量は、以下のとおりです。あくまで参考値として使用してください。 ・電気(管理棟・作業員詰所) H30～31年平均 61,000kwh、月平均 5,100kwh ・ガス(管理棟・作業員詰所) H30～31年平均 15,700m ³ 、月平均 1,308m ³ ※水道は、し尿棟の分を含むため、単独分は不明ですが、H30～31年平均 9,500m ³ 、月平均 800m ³ です。 ※排水は、し尿棟に流しているため、単独分は不明です。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
					※既存管理棟の平均使用人数は、市職員及び委託職員を含め約 80 人です。使用時間は 7:45～16:15 です。収集作業員詰所は、現在は管理棟の中にあるため、上記に内包されています。収集車車庫棟はプラント側と一体になっているため、単独で提示できません。
25	I 共通編	12	(1) 事業者が行う業務	その他の業務の中で、『貴市が行う近隣住民対応の支援』とあり、要求水準書(案)への質問に対する回答書では、『開発構想届の手続きに必要な期間については、届を提出してから協議締結まで 2 ヶ月前後と想定しています。』とご回答いただきました。必要期間が 2 ヶ月を大幅に(1 カ月以上) 超える場合は、工期延長の協議に応じていただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、予期できない事で手続きに 2 か月以上時間を要した場合、各工程や工期について適宜協議を行います。ただし、要求水準書に示す工期内で竣工させることに最善を尽くしてください。
26	I 共通編	12	(2) 本市が行う業務	「ダイオキシン類等調査(代表点のみ)」の調査結果のご提示がありますが、提示以外で発見された場合は協議とさせていただけると理解してよろしいでしょうか。	その場合は協議します。
27	I 共通編	12	(2) 本市が行う業務	既存施設からの不用備品等の撤去について、「ごみピット内のごみ、灰ピット内の灰は、クレーンで可能な範囲で撤去する。し尿処理施設内の汚泥・汚水等も、排出装置で取り出せる範囲で撤去する。」と記載がありますが、ごみピット等内に残っている残留未燃ごみは、事業者にて解体工事に合わせて撤去し、エネルギー回収推進施設へ搬入・焼却処理を行うものと考えてよろしいでしょうか。 また、灰ピット等内に残っている残留灰は、事業者にて解体工事に合わせて撤去し、運転している焼却炉の灰と同様、搬出車への積込までが事業者所掌で、搬送・処分は貴市の所掌との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	I 共通編	12	(2) 本市が行う業務	既存施設からの不要備品等の撤去について、【ごみピット内のごみ、灰ピット内の灰は、クレーンで可能な範囲で撤去する。し尿処理施設内の汚泥・汚水等も、排出装置で取り出せる範囲で撤去する。貯留設備内の薬品等も同様に、排出装置で取り出せる範囲で撤去する。】とありますが、以下ご教示お願い致します。 ①ごみ・灰ピット残留量は、クレーン極低レベル(ピット底から-1.0m 程度)付近、また飛灰ピットについても同様の考えで解釈することによってよろしいでしょうか。 ②灰、飛灰については現段階では普通産廃として計画し、工事前の事前調査の結果、特管産廃扱いとなった場合、費用等、別途協議させていただくことによろしいでしょうか。	①ピット底から-1.0m とは限らず極力撤去しておく計画です。 ②No. 27 に同じです。
29	I 共通編	12	(2) 本市が行う業務	貴市業務範囲の仮設リサイクル処理場のプラスチック類、ペットボトルの受入・選別・搬出作業について休憩場所の用意を貴市にて行うとの記載がありますが、事業者側でスペースを確保しておく必要がありますでしょうか。その場合、必要なスペースをご提示願います。	作業人員 3 名程度が休憩できるスペースとして、2m×4m 程度のスペースを確保してください。
30	I 共通編	13	表 1 対象工事概要と設計・工事・運営の時期	仮設計量機使用終了後は、操業への影響を無いことを前提に、第Ⅱ期工事で整備する一般持込等未登録車用計量機へ転用して使用してもよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで可としますが、仕様や施工・検査の工程を含め、実現性を考慮してください。(空白期間がなく計量業務に支障が無いようにしてください。また、35 年間の施設稼働を見越して計画してください。)
31	I 共通編	14	表 1 対象工事概要と設計・工事・運営の時期、表 2 整備・運営の時期	表 1 では、整備期間として工事の整備完了月が明記されていますが、整備開始月の記載はありません。表 2 では、整備完了時期の他、整備開始時期が概略で記載されています。 表 1 の整備完了月を守り、表 2 の整備開始時期は参考であり事業者にて提案するとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、第Ⅰ期工事のうち既存し尿処理施設は、運転停止後に残存するし尿の処理を行い、その完了後から解体開始を可とします。その時期については令和 6 年 1 月以降を想定して協議します。また、第Ⅰ期工事のうち既存粗大ごみ処理施設の解体撤去開始は令和 6 年 4 月からとってください。(運転に支障の無い範囲で、事前調査や仮設工事を先行して開始するのは構いません。)
32	I 共通編	14	11. 計画処理量	令和 9 年度のエネルギー回収推進施設の稼働は令和 9 年 10 月～令和 10	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
			(1)エネルギー回収推進施設	年3月の6か月であり、本表中の計画処理量【t/年】のうち6か月分が実際にエネルギー回収推進施設で処理される量と理解してよろしいでしょうか。	
33	I 共通編	15	11. 計画処理量 (2)仮設リサイクル処理場	入札説明書において、表6では令和6年度粗大ごみが3,009t/年となっています。どちらの数字で計画すればよろしいでしょうか。	入札説明書に記載している量は、運営費算出のための量(各ごみ量は計量機による量)です。要求水準書に記載している計画量は、計量機以降の処理フローも考慮した量です。施設整備の計画は、要求水準書記載の数値で行ってください。
34	I 共通編	15	11. 計画処理量 (2)仮設リサイクル処理場	入札説明書において、表6では令和6年度紙・布が58t/年となっています。どちらの数字で計画すればよろしいでしょうか。	No.33に同じです。
35	I 共通編	15	12. 処理対象物の計画性状 (1)エネルギー回収推進施設	本項に記載された計画ごみ質に対して著しい変動があった場合の費用増大等については「実施方針P.23～24別紙3リスク分担表」に明記されたとおり、「貴市・事業者の協議とする」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	I 共通編	16	12. 処理対象物の計画性状 (2)マテリアルリサイクル推進施設	マテリアルリサイクル推進施設の主な対象物の内、【乗り物(50cc以下のバイクを含む)】とありますが、エンジンを内蔵するバイクの処理方法について、具体的な最終形態をご教示願います。 例) ①原型のまま外部委託業者へ引渡し ②エンジン・減速機部は手分解等	50cc以下のバイクも本施設の処理対象物です。現施設では、エンジンや減速機部も一緒に破砕機で処理しています。本施設での処理方法は事業者提案に委ねますが、破砕や分解せず外部処理委託する場合は、費用負担は事業者所掌となることにご留意ください。
37	I 共通編	16 17	12. 処理対象物の計画性状 (3)仮設リサイクル処理場	仮設リサイクル処理場の主な対象物の内、【乗り物(50cc以下のバイクを含む)】とありますが、エンジン内蔵するバイクの処理方法について、具体的な最終形態をご教示願います。 例) ①原型のまま外部委託業者へ引渡し ②エンジン・減速機部は手分解等	50cc以下のバイクも本施設の処理対象物です。現施設では、エンジンや減速機部も一緒に破砕機で処理しています。本施設での処理方法は事業者提案に委ねます。
38	I 共通編	16	12. 処理対象物の計画性状 (2)マテリアルリサイクル推進施設 (3)仮設リサイクル処理場	不燃粗大ごみに含まれる自転車や50cc以下のバイクなどの破砕処理に適さない物は、一次保管のみを行い、有姿のまま金属引取業者へ引き渡すとの理解でよろしいでしょうか。	自転車や50cc以下のバイクも本施設の処理対象物です。現施設では自転車や50cc以下のバイクも一緒に破砕機で処理しています。本施設での処理方法は事業者提案に委ねます。
39	I 共通編	18	13. 想定搬入出車両等	搬入車両の大きさについて、各車両の車両全長をご教示願います。	一般的な車両サイズを想定してください。
40	I 共通編	17	13. 想定搬入出車両等 (1)エネルギー回収推進施設	ごみ収集車両にダンプ車(軽～10t車)とありますが、10t車の搬入頻度をご教示願います。	現状では、ごみ焼却施設への進入車のうち大型のものとして、クレーン等定期整備の際の10t車があり、エネルギー回収推進施設でも同様のものを想定したものです。頻度が高いものではありません。
41	I 共通編	18	13. 想定搬入出車両等 (1)エネルギー回収推進施設	車両動線を検討するために、燃料・薬品等搬入車両および焼却灰等搬出車両の計量回数についてご教示ください。また、計量回数が1回の場合には入口計量と出口計量どちらを想定しているかご教示ください。	焼却灰等搬出車両は、入口・出口の2回計量としてください。燃料・薬剤等は事業者所掌のため、事業者提案に委ねます。
42	I 共通編	18	13. 想定搬入出車両等 (2)マテリアルリサイクル推進施設	ごみ収集車両にダンプ車(軽～10t車)とありますが、10t車の搬入頻度をご教示願います。	現状では、粗大ごみ処理施設への進入車のうち大型のものとして、クレーン等定期整備の際の10t車があり、マテリアルリサイクル推進施設でも同様のものを想定したものです。頻度が高いものではありません。
43	I 共通編	18	13. 想定搬入出車両等 (2)マテリアルリサイクル推進施設	薬品等搬入車両について、「タンクローリー車(10・20t車)」と車種記載されておりますが、事業者から提案を行ってよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
44	I 共通編	18	13. 想定搬入出車両等 (2)マテリアルリサイクル推進施設 (3)仮設リサイクル処理場	10t車の搬入車両については誤記でしょうか。誤記ではなく、搬入がある場合において年間の搬入台数をご教示願います。	No.42に同じです。
45	I 共通編	18	13. 想定搬入出車両等 (4)し尿処理施設	し尿処理施設の搬入車両はバキューム車(3.6kL, 7.2kL, 10kL)とありますが、添付資料5の保有車両リストでは1.8kL(2台), 3.5kL(1台)	添付資料05に示す3台は、都市環境サービス(株)保有の車両です。搬入車としては、これ以外に許可業者の車両があります。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				が示されています。 現在搬入している車両は、添付資料の3台であり、将来に備えて最大10kLの車両が搬入可能な施設を整備すると考えてよろしいでしょうか。	
46	I 共通編	19	14. 搬入日及び搬入時間(予定) (1) エネルギー回収推進施設	「一部の一般持込車(未登録車)1~2台/日程度はエネルギー回収推進施設に搬入するため、運用において適切に対応すること」とあります。どのような場合に一般持込車(未登録車)がエネルギー回収推進施設に来場するかをご教示願います。	現状では「厨芥ごみをごみ焼却施設のごみピットへ直接搬入する事業者(小売店)」等が1~2台/日程度あり、これらはエネルギー回収推進施設への搬入を行います。
47	I 共通編	19	14. 搬入日及び搬入時間(予定) (1) エネルギー回収推進施設	一部の一般持込車(未登録車)1~2台/日程度の搬入があるとのことですが、主な搬入車両及び搬入物、一回あたりの搬入量をご教示願います。 また、この車両のごみは、直接エネルギー施設へ行かずに、リサイクル施設の一般持込場で荷卸しを行い、事業者にてエネルギー回収施設は搬送してもよろしいでしょうか。	添付資料01④「④ごみ種別搬入車の曜日別・時間帯別変化及び計量データ一覧[R01年度]」の、シート「20190401-20200331CC分(取消分整理済)」で、「未登」・「事業系」・「一般ごみ」・「燃やすごみ」でフィルターしてください。 エネルギー回収推進施設への搬入方法について、当該車両は主に厨芥ごみを搬入する車両であることにご留意ください。
48	I 共通編	19	14. 搬入日及び搬入時間(予定) (2) マテリアルリサイクル推進施設	「土・日(祝日含む)には、警察による動物の死体搬入があるため、冷凍庫へ受入対応を行うこと」とあります。 この受入対応とは、門扉の開錠のみで、計量員やプラットホーム員による計量・記録及び誘導などの対応は不要との理解でよろしいでしょうか。	開錠・誘導・記録・報告をお願いします。搬入の頻度はあまり高くありませんが、搬入の際には、円滑な受入への協力をお願いします。
49	I 共通編	19	14. 搬入日及び搬入時間(予定) (2) マテリアルリサイクル推進施設	「予約受付については、亡くなった野良犬・野良猫等の収集受付も含むものとし、受付後、本市の収集者への連絡調整を行うこと」とありますが、これは収集集者との連携を図るための仕組みとして、受付システムへの登録後に、所定のプリンターに収集指示書が自動で印刷されるような工夫が必要との認識で相違ないでしょうか。	連絡調整の方法は、事業者提案に委ねます。
50	I 共通編	19	14. 搬入日及び搬入時間(予定) (2) マテリアルリサイクル推進施設 (3) 仮設リサイクル処理場	一般持込車両(登録車)と(未登録車)の違いをご教示願います。	登録車は、計量カードの登録を行っている一般持込車であり、定期的な搬入がある事業者等が該当します。未登録車は、定期的な搬入のない一般持込(家庭等)が該当します。
51	I 共通編	19	14. 搬入日及び搬入時間(予定) (2) マテリアルリサイクル推進施設 (3) 仮設リサイクル処理場	一般持込車(未登録車)のうち、一度に大量に搬入される車両について、年間の搬入頻度、搬入物の種類と一度に搬入される量、搬入台数をご教示願います。	添付資料01④「④ごみ種別搬入車の曜日別・時間帯別変化及び計量データ一覧[R01年度]」の、シート「20190401-20200331CC分(取消分整理済)」を参照ください。
52	I 共通編	19	14. 搬入日及び搬入時間(予定) (2) マテリアルリサイクル推進施設 (3) 仮設リサイクル処理場	土・日曜日の警察による動物の搬入について、事前の連絡は頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 また、受入対応とは計量受付および冷凍庫への案内であり、車からの荷卸しや冷凍庫への横持ちは搬入車自身で行うとの理解でよろしいでしょうか。	土・日(祝日含む)の警察による動物の死体搬入があった場合には、開錠・誘導・記録・報告をお願いします。事前の連絡は、無いと想定してください。
53	I 共通編	25	20. 関係法令等の遵守	本施設は兵庫県環境の保全と創造に関する条例の工場に該当するのでしょうか。 また、該当する場合において、事前工事・第Ⅰ期工事・第Ⅱ期工事・第Ⅲ期工事の各ステップでの許可申請との考えでよろしいでしょうか。	本条例の工場に該当します。提案内容にも拠りますが、工場のうち、騒音と振動について特定施設として届出が必要になると想定しています。特定施設であれば、各施設建設の着工前に届出が必要となります。騒音と振動以外については、法律への届出による重複や、非該当で届出・許可申請が不要となると想定していますが、それぞれ提案内容により該当するかどうかは条例を参照してください。
54	I 共通編	27	1. 保証事項	エネルギー回収推進施設とし尿処理施設は合棟ですので、(2)③および(5)③の環境保全基準のうち、敷地境界における騒音・振動測定および悪臭測定は両施設の稼働試験を一体として全設備を稼働させて実施すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	I 共通編	29	3. 引渡性能試験	敷地境界での騒音・振動・悪臭の測定4地点について貴市の指示する	運営範囲の緑線ラインとします。具体的な測定地点は協議により決定

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				箇所の予定地点をご教示願います。	することとします。
56	I 共通編	30	3. 引渡性能試験	焼却灰熱しゃく減量について、保証値は乾灰と記載がありますので、サンプリング場所は焼却灰搬出装置出口ではなく、焼却灰搬出装置入口側の主灰シュート部の乾灰を採取するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	I 共通編	36	第4節 整備期間終了後の引渡条件	工事竣工後に「本施設」を正式引渡しするものとありますが、整備期間に行われる各工期ごとに部分引渡しが行われ、その部分引渡時から該当する施設の施工に係る契約不適合責任担保期間が開始すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	I 共通編	36	第4節 整備期間終了後の引渡条件	事業者は、運営期間終了後本施設を引き渡す前に、共通編「第1章第3節性能保証」に示す予備性能試験・引渡性能試験を実施する必要があると理解してよろしいでしょうか（整備期間終了後の引渡し前に行われる試験と内容が異なるようでしたら、その差異をご教示ください。）。	ご理解のとおりです。
59	I 共通編	38	1. 契約不適合責任	貴市が運営期間に行う本施設の運営（既存焼却施設の運転・維持管理等）については、事業者は運営の契約不適合責任を負うものではないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	I 共通編	41	5. マテリアルリサイクル推進施設における資源物選別 ④	「かんびん選別残渣は、…貯留設備は不燃系の選別残渣貯留設備と分けること」とありますが、整備編 P.84 4章 第7節 貯留設備 3. 残渣貯留設備〔特記事項〕に「可燃残渣と不燃残渣を分けて貯留する必要はない。」とあります。これらを考慮すると、事業者の判断により不燃系の選別残渣貯留設備は設置しなくても問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	整備編 P.84 4章 第7節 貯留設備 3. 残渣貯留設備は、破碎後の残渣を貯留する設備です。特記事項記載の内容は、これを可燃残渣と不燃残渣に分ける必要が無いことを意味しています。かんびん選別残渣貯留設備は整備編 P.85 に記載しています。
61	I 共通編	42	2. 埋設廃棄物への対応 ①	「本敷地では、昭和30～40年代にごみの野焼き、・・・(中略)・・・コンクリートがら等の産業廃棄物も含まれている。」と記載がありますが、埋設廃棄物内のコンクリートがら等の産業廃棄物の混入率が不明確なため、産業廃棄物量を事業者のリスクとして想定で見積すると、見積金額が非常に高額となってしまいます。適切なリスク分担に基づいた見積条件のご提示をお願いします。（例えば、埋設廃棄物層におけるコンクリートがら等の産業廃棄物の混入率5%）	お示しできる混入率のデータはありません。添付資料（土壌汚染状況調査報告書及びコア写真等）を参照に想定してください。
62	I 共通編	42	2. 埋設廃棄物への対応 ②	「掘削工事に際して生じた埋設廃棄物については廃棄物と土壌を分別すること。」と記載がありますが、分別ヤードが本敷地で不足する場合は、事業者にて確保した工事用地にて分別作業を行えるものと考えてよろしいでしょうか。	廃棄物処理法及び土壌汚染対策法を遵守してください。また、騒音・振動・悪臭・排水・飛散防止等、分別作業場所での環境保全に留意してください。
63	I 共通編	42	2. 埋設廃棄物への対応 ②	共通編 P.42 に「・・・また、分別した廃棄物のうち、焼却できないものについては、建設廃棄物として適切に場外処分するものとする・・・」と記載があります。 一方、整備編 P.158 に「・・・不燃ごみはフェニックスの受入基準に合うような状態にし引き取りに来た車両に積込むまでを、それぞれ事業者所掌とする。」と記載があり、内容に齟齬があります。共通編の記載内容を正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	I 共通編	42	3. 土壌汚染への対応 ①	『～形質変更時要届出区域として指定～申請図書作成の支援を行うこと。』との記載がございますが、区域指定についての予定をご教示ください。	区域指定は、契約後、事業者が実施する未調査区画の土壌汚染状況調査結果も踏まえて申請する予定です。区域の指定範囲や区分については、工事進捗に応じて設定してください。ただし、市との協議で調整が必要になる可能性はあります。
65	I 共通編	42	3. 土壌汚染への対応 ①	「土壌汚染対策法第14条に基づく自主申請により形質変更時要届出区域として指定を受けることを予定している。」と記載がありますが、工	区域の指定範囲や区分については、工事進捗に応じて設定してください。ただし市との協議で調整が必要になる可能性はあります。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				事は大きく 4 期工事に分かれて行われますので、各工期の工事区分・工事期間に応じた形質変更時届出区域指定と考えてよろしいでしょうか。	
66	I 共通編	42	3. 土壌汚染への対応 ③	砒素・ふっ素汚染土壌は可能な限り場外搬出せず済むように、敷地内での仮置き・埋戻し（設計 GL の変更対応を含む）を基本とします。とありますが、現場の状況を鑑みると、場内に汚染土壌を仮置きする場所の確保は極めて困難にお見受けします。また仮置き土壌は工事工程・工事計画、地下躯体工事完了、埋戻し迄の長期間、場内仮置きとなり、周辺環境、工事スペースの確保への影響、一般廃棄物処理施設としても通常稼働していることも考慮すると、非常に厳しいのではないかと憂慮します。汚染土壌は場外搬出・適正処分する計画として頂くことは可能でしょうか。	砒素・ふっ素汚染土壌は、可能な限り場内での仮置き・埋戻しを基本としますが、それでも場外搬出せざるを得ない場合は、それを妨げるものではありません。砒素・ふっ素汚染土壌の取扱いについては、申請範囲の検討を含め、事業者の工事計画に委ねます。
67	I 共通編	42	3. 土壌汚染への対応 ④	「土壌汚染状況調査の未調査区画における調査で土壌汚染が検出された場合の対応は、上記の砒素、ふっ素、鉛への対応に準じる」と記載がありますが、未調査区画の土壌汚染状況によっては「上記の砒素、ふっ素、鉛への対応」すなわち土壌の区域搬出を行わない対応が困難な場合が想定されます。そのため、未調査区画の土壌汚染の状況により、砒素、ふっ素、鉛などの汚染土が場外搬出处分となった場合は別途協議をお願いします。	共通編に記載の考え方を基本としますが、止むを得ない場合は協議します。
68	I 共通編 II 整備編	43 159	5. 地下工作物の存置 3. 解体撤去工事	整備編には『機械装置基礎、建物及び煙突等の基礎は杭基礎を含み、全て解体撤去する。地下工作物の解体にあたり、必要な土留めを施工すること。』とありますが、共通編には「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」に基づき、積極的に地下工作物の有効利用を図る。とあります。共通編の記載内容に統一されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	I 共通編	44	7. 環境保全 ⑨	環境保全基準の順守状況を確認するために必要な測定項目、頻度について、貴市にて想定している内容もしくは既設工場で実施している内容をご教示願います。	具体的に想定しているものではありません。共通編に記載のとおり、基本的には事業者提案に委ねます。
70	I 共通編	44	7. 環境保全 ⑨	「本市が周辺地域との環境保全協定として実施している以下の項目を含むこと。」とありますが、他に住民協定があればご教示願います。	伊丹市側の住民との協定があります。環境測定については、共通編に記載している項目の測定結果を報告することとなっています。また、工事用車両が生活道路を走行しないこととなっています。
71	I 共通編	44	7. 環境保全 ⑨	「表 3 本市が…環境測定」の中で、調査場所が焼却棟前と記載があります。新焼却炉が竣工するのは第 I 期工事完了後であることから、表 3 の環境測定の項目一式は第 I 期工事完了後からの理解でよろしいでしょうか。	仮設リサイクル処理場稼働時から、事業者所掌の施設について適切な箇所を実施してください。
72	I 共通編	45	8. 車両動線計画 ④	「幅員は原則 10m とすること」とありますが、これは 2 車線以上の場合に適用され、1 車線の場合には適用されないと考えてよろしいでしょうか。	1 車線でも原則は 10m としますが、安全に十分配慮し、維持管理上、支障がない場合は 10m 以下とすることも可とします。また、敷地制約により十分な幅員が確保できない場合は、通行する車両の種類に応じて、必要な幅員を設定しても構いません。
73	I 共通編	45	8. 車両動線計画 ④	「車両動線は、安全に十分配慮するとともに、幅員は原則 10m とすること（対向車線方式も可）。」と記載がありますが、安全に十分配慮し、維持管理上、支障がない場合は幅員 10m 以下にて事業者提案してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	I 共通編	47	2. 搬入廃棄物の管理 ①	「市が処理できないごみが搬入された場合には、～返還が困難な場合には、事業者と市で協力して処理することとするが、詳細は協議するものとする。」とあります。事業者が協力する内容について現状想定されている内容があればご教	例えば、市が引取業者の確保を行い、事業者は仮置場の提供を想定しています。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				示願います。	
75	I 共通編	47	4. マテリアルリサイクル推進施設の安定稼働 ④	「危険物・有害物・適正処理困難物（本市所掌のもの：小型充電式電池・ボタン電池・割れていない蛍光灯・水銀製品類・スプリング入りマットレス）は、適正に保管し、市に引き渡すこと。」とあります。引き渡す場所は本施設の敷地内との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	I 共通編	48	8. ごみ予約受付 ①	「インターネット等による事前予約」に必要な機能として、申込完了後に、申込内容が記載されたメールが自動で送信される必要があると認識しておりますが、相違ないでしょうか。また、市民サービスの向上のためにも、メールの内容には申し込んだ品目・収集日のほか、粗大ごみの排出場所がひと目でわかるよう、GoogleMap 等の地図アプリで確認するための URL が記載される等の工夫が必要との認識で相違ないでしょうか。	事業者提案に委ねます。
77	I 共通編	48	8. ごみ予約受付 ①	「市民サービスの向上を図る」ために、受付システムでの予約登録をスムーズに行う必要がありますが、粗大ごみと持込ごみの受付システムが一つのアプリケーションで構成され、タブにて瞬時に切り替えができ、受付内容の入力途中であっても、切り替え後に再度入力し直さなくても良いような工夫が必要との認識で相違ないでしょうか。	事業者提案に委ねます。
78	I 共通編	48	8. ごみ予約受付 ①	市民サービス維持のために、「ごみステーション管理システム」が必要かと思いますが、住民からのごみステーションに関する問い合わせに迅速に対応するために、登録された複数パターンのシンボルが、ステーションの属性値を変更した場合に、複数の属性値の組み合わせによってシンボルが自動で変換される仕組みが必要との認識で相違ないでしょうか。	事業者提案に委ねます。
79	I 共通編	48	8. ごみ予約受付 ①	市民サービス維持のために、宝塚市様が実施されている「福祉収集（きずな収集）」については、引き続きシステムにて対象者住所・対象者情報・収集位置・申請書その他書類を管理する必要があるかと思いますが、「申請書その他書類」の管理には、パソコンにスキャナーを接続して書類データをスキャン・登録するという想定で相違ないでしょうか。	きずな収集は本市所掌のため、システム整備は本市所掌です。
80	I 共通編	48	8. ごみ予約受付 ①	「システムの運用開始は、仮設リサイクル処理場の試運転開始時とする」とあります。試運転開始及びシステム運用開始の時期については、事業者で決定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	I 共通編	48	8. ごみ予約受付 ②	「収集粗大ごみの搬入台数は現在、平均的に 500 ポイント/日程度、最大で 1,000 ポイント/日～マテリアルリサイクル推進施設の稼働において、市民サービスの低下をさせないこと」とあります。市民サービスを低下させないために必要な受入能力は、平均的に 500 ポイント/日程度、最大で 1,000 ポイント/日程度で十分と考えてよろしいでしょうか。十分でない場合は、想定される最大搬入台数をご提示ください。また、収集粗大ごみの搬入車両 1 台当たりのポイント数をご教示願います。	市民サービスを低下させないために必要な受入能力については、ご理解のとおりです。搬入車両 1 台当たりのポイント数については、積載物によって大きく異なりますが、最大 50 ポイント程度（これ以下のポイント数で搬入することもある）です。
82	I 共通編	48	8. ごみ予約受付 ③	市民サービス維持のために、剪定枝収集の受付管理が必要かと思いますが、1 日のポイント上限を設定する際に、大型ごみとは分けて剪定枝だけの上限管理ができるシステムを用意する認識で相違ないでしょうか。	事業者提案に委ねます。
83	I 共通編	48	9. 災害対策について ②	「建築構造設計基準」の最新版（本年 3 月末改訂）では、『高さが 45m を超える建築物の設計にあつては、時刻歴応答解析を行い、国土交通大臣の認定を取得する』と明記されております。	本市建築指導課の見解では、基本的には煙突は屋上突出物となりますが、具体的には事業者の設計内容によって判断されるものと考えます。本市建築指導課と協議してください。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				<p>ごみ焼却施設の建物高さのうち、煙突は</p> <p>①構造：工場棟一体型とする</p> <p>②頂部高さ：計画地盤高より 59m の高さ</p> <p>とありますが、煙突内には屋内的空間を含まず、建築基準法施行令第 2 条 1 項 6 号ハに該当する屋上突出物として、建物高さに算入されないと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>もし、煙突が建物高さに算入される場合、建築基準法施行令第 2 条 1 項 6 号ロにより、外筒天端から 12m を減じた高さを建物高さとして理解してよろしいでしょうか。</p> <p>大臣認定の要否はクリティカルパスである建築設計工程に大きな影響を与えるため、見積計画上、本件建物の高さの解釈について明確にしたいと、御回答をお願い致します。</p>	
84	I 共通編	48	9. 災害対策について ③	<p>建築構造体はⅡ類、建築非構造部は A 類、建築設備は甲類として、設計することとありますが、仮設リサイクル棟において既設建物を利用する場合は、本規定は適用外と考えてよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
85	I 共通編	49	9. 災害対策について ⑰	<p>憩いの広場に一時仮置きされる災害廃棄物の受入管理と本施設のピット等までの横持ちの所掌についてご教示願います。</p> <p>事業者所掌の場合、上記対応に伴う人員増員や横持用重機レンタルなど変動費に反映されない費用の増大の扱いについては、別途ご協議させていただくとご理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>災害廃棄物の受入管理と本施設のピット等までの横持ち作業の所掌については、別途協議します。費用についても、ご理解のとおりです。</p>
86	I 共通編	49	9. 災害対策について ⑱	<p>「災害など不測の事態に対して、事業者は市に協力すること。」とあります。事業者の協力する内容について想定がございましたらご教示願います。</p>	想定している内容はございません。
87	I 共通編	49	9. 災害対策について ⑲	<p>「特に研修室は、災害時には災害対策本部の部屋としても活用することを～想定している。」とあります。周辺住民を対象とした災害時の避難所として本施設を利用する計画はございますでしょうか。その場合、想定される収容人数をご教示願います。</p>	避難所としての利用は想定していません。
88	I 共通編	53	3. 実施設計 ①	<p>「・・・その後、直ちに実施設計に着手するものとし、実施設計は、以下の図書に基づいて設計すること。なお、図書は以下の記載順に優先順位が高いものとする。」と記載がありますが、入札時の質疑回答書は要求水準等を補足・修正したものであることから、優先順位は以下の順と理解してもよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約図書 ▷ 入札時の質疑回答書 ▷ 要求水準書（共通編、整備編及び運営編） ▷ 入札時に提出した提案書・基本設計図書 ▷ その他本市の指示するもの 	ご理解のとおりです。
89	I 共通編	58	6. 許認可申請	<p>建築主事を置いている場合には計画通知となるのか、民間審査機関でもよいか、ご教示ください。</p>	計画通知となります。
90	I 共通編	58	6. 許認可申請	<p>建築確認申請の提出先ですが、貴市は建築主事を置く市町村であることより建築基準法第 18 条第 2 項該当すると判断し、貴市建築指導課（計画通知）という理解でよろしいでしょうか。</p>	No. 89 に同じです。
91	I 共通編	58	1. 建設業務の基本的な考え方	<p>工事の制約条件として、入札時点で確定しているものの中に、以下の 4 項目は含まれないと考えてよろしいでしょうか。但し法令等で定められた制約（3・6 協定、特定建設作業）の遵守が前提です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 4 週 8 休/月 等の休日指定 2. 土曜、日曜、祝日の作業制約 	<p>周辺地域の生活環境保全のため、騒音・振動等を発生する作業は、日曜・祝日、及び平日の早朝・深夜は控えてください。それ以外は、適宜報告の上、事業者の責任において実施していただいで構いません。</p>

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				3. 大型連休等、休日指定 4. 早出・残業時間の制約	
92	I 共通編	59	4. 施工 (2)現場管理 ①	「現場代理人は、工事管理に必要な知識と経験及び資格を有するものとする。」と記載がある通り、建設JVの各役割に応じて、構成企業の中から必要な時期に適任者を配置する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	I 共通編	59	4. 施工 (2)現場管理 ⑤	『各工事に必要となる監理技術者を配置、監理技術者資格は建設企業の各役割に応じて必要な資格者を配置すること。』とありますが、大工程と照らし合わせた場合、下表のような監理技術者配置案が適切と理解してよろしいでしょうか。 	監理技術者の専任配置期間や専任配置義務緩和等については、国土交通省発行の「監理技術者制度運用マニュアル」(令和2年9月30日改正)に基づき適切に対応してください。本事業の整備期間中を通して配置を求めるものではなく、工事の必要な時期に専任させてください。途中交代についても、同マニュアルに基づき適切に対応される範囲内で可とします。
94	I 共通編	59	4. 施工 (2)現場管理 ⑦	既存施設(管理棟等)を含め、近隣家屋調査の指定は無いと考えて宜しいでしょうか。	指定はありませんが、工事の種類・範囲に応じて影響の程度を事業者の責任において勘察し、適切に実施してください。
95	I 共通編	62	3. 試運転及び運転指導にかかる経費 ①	試運転中の売電・資源物売却による収益は、貴市に帰属となっておりますが、入札説明書P.19の記載の発電インセンティブは適用になるのでしょうか。	売電インセンティブは、エネルギー回収推進施設の試運転期間中から運営委託契約先となるSPCに支払います。
96	I 共通編	63	4. 一般廃棄物処理実施計画の遵守、及び災害廃棄物処理への協力	「計画搬入量を超過した分の処理にかかる費用については、変動費にて支払うものとする。」とあります。災害廃棄物の処理は通常の廃棄物処理とは異なり、短期的にごみ量の増大とごみ質の変動が大きくなります。そのため、運転員や受入員の増員や休炉の緊急立上げなど通常の変動費精算には反映されない費用の増大があります。上記のような変動費に反映されない費用の増大の扱いについては、別途ご協議させていただくとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	II 整備編	1	1. 対象施設の種類の種類	4 し尿処理施設の整備目的・用途欄に、「※運転員用の管理諸室を含むこと」とありますが、エネルギー回収推進施設の管理諸室と一体的に整備してよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
98	II 整備編	1	1. 対象施設の種類の種類	段階的な建替工事計画に伴い仮設施設と称される建築物が複数棟存在しますが、建築基準法で定める「仮設建築物」に該当するものと考えてよろしいでしょうか。	建築基準法上の仮設建築物として扱うには基本的に設置期限が1年間以内であるため、該当しません。
99	II 整備編	3	1. 仮設工事 ③	「仮設リサイクル処理場・・・電力供給」と記載がありますが。仮設リサイクル処理場への電源供給は、既設の管理棟または焼却棟の受変電盤で必要な改造(仮設リサイクル受電設備用の電力量計の設置を含む)を行い、そこからの分岐により供給することも可との理解でよろしいでしょうか。	使用電力や詳細な工事計画・維持管理方法が現時点では不明であるため、不可として計画してください。
100	II 整備編	3	1. 仮設工事 ④	「次に示す工事監理者用の現場事務所を設置すること。」と記載がありますが、工事監理者とは設計施工監理者と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
101	Ⅱ 整備編	3	1. 仮設工事 ④	建設予定地内を有効利用するため、該当の現場事務所は既設管理棟の会議室等を借用して代用することは可能でしょうか。	個人情報管理や情報セキュリティの関連から不可とします。
102	Ⅱ 整備編	3	1. 仮設工事 ④	監理者用仮設事務所の存置期間は、新管理棟の引渡し迄、と考えて宜しいでしょうか。	設計施工監理者用の現場事務所は、事業者の現場事務所撤去時期と併せて、撤去いただいて構いません。その場合、本施設のいずれかの場所を使用させていただきます。
103	Ⅱ 整備編	3	2. 概略工事手順	仮設リサイクル処理場において既存の建築物を利用する場合、第7章土木建築工事に記載の要求事項は対象外と考えてよろしいでしょうか。	整備編はあくまで一例のため、共通編を満足する施設としていただければ構いません。
104	Ⅱ 整備編	8	1. 搬入形態 (1) 収集ごみ	不法投棄ごみの1回あたりの最大搬入容積及び搬入頻度の実績をご教示願います。	年間2~3t程度、頻度は週3~4回搬入されます。1回当たりの量は多くても100kg程度です。
105	Ⅱ 整備編	8	1. 搬入形態 (1) 収集ごみ	「不法投棄ごみはダンプで搬入される」とありますが、ダンプ車の最大寸法をご教示願います。	一般的な2tダンプ車です。
106	Ⅱ 整備編	9	2. 主要設備方式(不燃系処理設備) (3) 選別設備 ②	小型不燃ごみの手選別作業で回収するものの内、「有価物」とは何を想定しているかご教示をお願いします。 ※P.13 第5節 1. (1)粗大ごみ及びP.15 第5節 3. 仮設リサイクル処理場処理フロー(参考)に記載の「有価物」についても同様。	共通編P.41に記載の「選別する資源」です。
107	Ⅱ 整備編	9	2. 主要設備方式(不燃系処理設備) (3) 選別設備 ②	小型不燃ごみから陶器類を選別のうえ貴市指定車両への引渡しとなっておりますが下記についてご教示願います。 ・回収の基準(サイズなど引取基準)。 ・1回の引渡し量(保管容量又は引取車両サイズ) ・引渡し方法	回収基準は手で取れる範囲で構いません。引取基準は大阪湾フェニックスセンターの受入基準です。1回の引渡量は、一般的な4tダンプ車の容量です。引渡方法(積込方法)は、事業者提案に委ねます。
108	Ⅱ 整備編	10	3. 主要設備方式(資源系処理設備) (3) 選別設備 ③	「※除袋した袋や残渣は、エネルギー回収推進施設へ搬送する」とありますが、収集袋は指定収集袋ではないため、容器包装プラスチックとして圧縮梱包するものと考えてよろしいでしょうか。	収集袋は容器包装プラスチックではないため、現時点ではエネルギー回収推進施設での処理を考えています。
109	Ⅱ 整備編	10	3. 主要設備方式(資源系処理設備) (3) 選別設備 ③	「・・・整備される法令によっては処理の変更も行うことがある。」とありますが、変更により処理系統が変わるなど、当初提案させていただく内容から変更し追加費用が発生する場合は、別途協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	その場合は協議します。なお、減額となる場合も同様です。
110	Ⅱ 整備編	10	3. 主要設備方式(資源系処理設備) (3) 選別設備 ③	「プラスチックごみについては、・・・整備される法令によっては処理の変更も行うことがある。」とありますが、変更に伴う整備及び運営費用の負担について協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	その場合は協議します。なお、減額となる場合も同様です。
111	Ⅱ 整備編	10	3. 主要設備方式(資源系処理設備) (5) 貯留搬出設備	各品目の現在想定されている搬出車両寸法をご教示願います。 また、搬出車両は出入時の計量は行わないとの理解でよろしいでしょうか。	計量回数は、入口・出口の2回としてください。 現状は、破碎鉄・スチール缶・ガラス残渣は10t深ボディダンプ車、アルミ缶・ペットボトル・プラスチックは14tウイング車、選別後ガラスは4tダンプ車(平成29年度選別当時の相当車)、段ボール・雑誌・布は10tフックロール車、新聞・スプリングマットレスは2t平ボディ車、小型家電は4tフックロール車、その他は2~4t平ボディ車等です。 新施設においても現状を踏まえて想定してください。ただし、紙・布については収集形態が変わり、新施設においては直接搬入分のみとなることから、上記の車両よりも小さくなる想定であることに留意してください。
112	Ⅱ 整備編	10	3. 主要設備方式(資源系処理設備) (5) 貯留・搬出設備, (6) その他	⑥小型家電、⑦紙・布(持込分のみ) やスプリングマットレス、処理不適物など貯留において、貴市指定業者の施設内に保管するコンテナ寸法、個数をご教示願います。	本市指定業者は未定ですが、現状のコンテナ寸法は現地確認してください。スプリング入りマットレス(80枚以上にならないように運搬・処理)はコンテナ貯留を想定していません。
113	Ⅱ 整備編	14	2. 主要設備方式 (5) 貯留・搬出設備	コンテナを使用する各搬出物の貯留において、貴市指定業者が施設内に保管するコンテナ寸法、個数をご教示願います。	本市指定業者は未定ですが、現状のコンテナ寸法や個数は現地確認してください。現状の車両動線は、原則一方通行としているものの、大型

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				また、既設における搬出車両の車両動線をご教示願います。	車両の場合は切り返し・対面通行となっているものがあります。具体的には現地確認を踏まえて想定してください。
114	II 整備編	18	1. 使用材料規格 ④	「ただし、海外調達材料及び機器等を使用する場合は下記を原則とすること。 ・原則として JIS 等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。ただし、環境に対する負荷の低減を目的として、国土交通省の認定を受けた指定建築材料の使用に関しては、本市と協議することを可能とする。」とありますが、以下2点についてご教示ください。 ①ボイラの耐圧部材に関しては「発電用火力設備の技術基準」で認められている JIS 材と同等の ASME 材を海外で調達し使用できるものと理解してよろしいでしょうか？ ②ボイラ非耐圧部材やプラント鉄骨、燃焼装置・給じん装置等については材料証明書などから成分・強度が JIS 規格と同等と確認できる海外規格材を海外で調達し使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	①について、ご理解のとおりです。 ②について、ご理解のとおりです。
115	II 整備編	18	4. 鉄骨製作工場の選定	付属施設等軽微な建築物（工作物）を除き、と記載されています。将来的に解体が予定される仮設建築物も上記範囲内に含まれるものとして、事業者にて実績のある鉄骨製作工場を選定すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	II 整備編	19	6. 予備品・消耗品	予備品及び消耗品の数量について、それぞれ〇年分といった指定はなく、事業者の提案に依るものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	II 整備編	22	(2) プラットホーム出入口開閉設備	プラットホーム出入口開閉設備の操作方式は現場手動であり、また、要求水準書（案）への意見・質問に対する回答書の NO. 117 にて「臭気対策が図られていることを前提に、常時開とすることを想定しています」とご回答頂いております。 これは収集車の搬入を行っている時間（平日 8 時～16 時 15 分、土・祝 8 時～12 時）を想定しているものと考え、それ以外の時間は出入口を閉鎖するものと考えてよろしいでしょうか。また、臭気対策は要求水準書記載の、エアカーテンに限らず、扉自動開閉、高速シャッター、高速シートシャッター等を検討の上、ご提案させて頂いてもよろしいでしょうか。	時間についてはご理解のとおりです。臭気対策の方法については事業者提案に委ねます。
118	II 整備編	26	9. 可燃性粗大ごみ破砕機	「竹・笹の搬入があるため、4t ダンプ車から直接投入できる程度の容量を確保すること」とありますが、ダンプアップして投入する場合、機器周辺にごみが接触して破損等を引き起こす可能性があります。よって、ヤードに一度荷下ろしして、重機で投入する提案をお認めいただけないでしょうか。	投入方法は事業者提案に委ねます。なお、要求水準書は、「竹・笹の搬入があるため、2t ダンプ車から直接投入できる程度の容量を確保すること」としています。
119	II 整備編	26	10. 脱臭装置	特記事項に「既存ごみ処理施設のピット臭気を夏季（7 月～8 月）に測定し、脱臭能力を設計すること。」との記載がありますが、臭気測定は受注後となり見積計画に反映できません。そのため、既設の 7 月～8 月のピット臭気測定結果のご提示をお願いします。	一般的な他施設を想定して見積もってください。
120	II 整備編	40	(1) HCL・SOx 除去設備	入口 HCL・SOx 濃度が事業者の提案とされておりますが、燃やすごみにより変動があるため既設での排ガス濃度の測定結果のご提示をお願いします。	現状もボイラ出口濃度を年 1 回測定していますが、ご指摘の通り変動の中の 1 データでしかありません。したがって、計画ごみ質から想定してください。
121	II 整備編	46	2. 灰押出装置 ⑥	⑥主要機器に「駆動用油圧装置」のご指定がありますが、炉駆動用油圧装置に十分な余裕を持たせることで炉駆動用と兼用してよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
122	II 整備編	51	1. 所要水量 ①	「井水をプラットホーム洗浄水、し尿処理施設の希釈水等で使用する	特に制限はありませんが、現有施設での日平均使用量について、湧水は

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				こと。」とありますが、井水の日最大使用量がありましたらご教示願います。	60m ³ /日、井水は約 50m ³ /日程度です。最大使用量については、「添付資料 13：③し尿用井戸の整備報告写し〔H4 年度〕抜粋」を参考に想定してください。なお、共通編 P.4 にも記載のとおり、事業計画に合わせて新設井戸を適宜設置しても、既存井戸を使用しても構いません。
123	Ⅱ 整備編	54	第 9 節 排水処理設備	「原則として無機系及び有機系に分離し、」と記載がありますが、有機系/無機系の両排水を混合して処理するか、分離して処理するかは請負者による提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	Ⅱ 整備編	57	(1)処理プロセス	「⑦漏電の生ずるおそれのあるものは、絶縁状態を把握できるものとする。」とありますが、漏電遮断器等を設置するものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	Ⅱ 整備編	65	5. ITV 装置	「③屋外に設置するカメラは、SUS 製ケース入りとし、・・・」とありますが、屋外設置に実績のある、アルミ合金、AES 樹脂を採用してもよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
126	Ⅱ 整備編	66	6. 中央制御システム	③主要項目に、帳票 プリンター、メッセージプリンタ、カラーハードコピー機が個別に示されていますが、機能的に共有できる場合は、1 台に集約してもよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
127	Ⅱ 整備編	71	1. 計量機（一般持込等未登録車用）	本計量機で計量した一般持込は、全てマテリアルリサイクル推進施設の一般持込受入ヤードへ行くものと考えてよろしいでしょうか。	全てではなく、共通編 P.19 に記載のとおり、1～2 台/日程度はエネルギー回収推進施設に搬入します。
128	Ⅱ 整備編	73	6. 冷凍庫 (1)小・中型動物用	特記事項③に「プレハブ式とはしないこと。」の記載がございますが、プレハブ式の詳細仕様について念のため確認させてください。	詳細仕様はありません。人の閉じ込め防止の観点から、プレハブ式を不可としました。
129	Ⅱ 整備編	74	8. 不燃粗大ごみ貯留設備	1 階の収集粗大受入ヤードで選別された不燃粗大ごみは「不燃粗大ごみ貯留設備」へ搬送しますが、移動距離を考慮し、収集粗大受入ヤードの近辺に不燃粗大ごみ貯留設備を配置としてもよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
130	Ⅱ 整備編	75	9. 小型不燃ごみ受入・貯留設備	「①プラットホーム内に設置すること」とありますが、小型不燃ごみ中に不燃粗大ごみが混入されていることを考慮し、小型不燃ごみ受入・貯留設備は不燃粗大ごみ貯留設備の近辺に配置としてもよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。この場合、小型不燃ごみの収集車両も 1 階に入ることとなりますが、共通編に記載のとおり一般持込車両への安全配慮に留意してください。
131	Ⅱ 整備編	76	12. プラスチック類受入・貯留設備	容積算定単位体積重量が 0.02t/m ³ とありますが、収集車で圧縮されて搬入されたごみは経験上、0.02t/m ³ よりも重いと考えます。機器の処理能力については、収集車で圧縮を考慮した単位体積重量（経験値）を使用して計画させていただいてもよろしいでしょうか。	受入・貯留設備については容量確保のため 0.02t/m ³ で計画してください。処理設備で用いる単位体積重量については、共通編記載の計画量を処理できるのであれば、事業者提案を可とします。
132	Ⅱ 整備編	77	13. ごみクレーン ⑥	「投入作業のための稼働率は 33%以下とすること」とありますが、粗大、リサイクル施設では、ごみの攪拌作業が無い場合、66%以下が一般的です。よって、66%以下の仕様でご提案することをお認めいただけないでしょうか。	事業者提案に委ねます。
133	Ⅱ 整備編	77	13. ごみクレーン ⑥	「投入作業のための稼働率は 33%以下とすること。」とありますが、マテリアルリサイクルのごみクレーンは、混合攪拌・積替え作業はないため、投入作業のための稼働率は 66%以下として計画してよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
134	Ⅱ 整備編	77	13. ごみクレーン ⑥, ⑦	（自動運転時のごみの混合、整理等の作業はこの稼働率の中に含まない）とありますが、マテリアルリサイクルのごみクレーンの操作方式は⑦項記載の通り、「遠隔手動、半自動」となりますので、上記()内の事項は該当しないと解釈してよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
135	Ⅱ 整備編	78	3. 回転式破砕機	処理能力 5.8t/5h とありますが、「実施方針」P2 表 1 では、不燃粗大ごみ 6.4t/5h とあります。破砕機能力としては 6.4t/5h が正と考えて	6.4t/5h には、破砕前にピックアップする小型家電やマットレスも含まれているため、破砕機的能力とは異なります。処理対象物の量は、要求

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				よろしいでしょうか。	水準書添付資料 1①を参照ください。
136	Ⅱ 整備編	85	4. ガラス貯留設備 ②	「白色、茶色、混合」とありますが、要求水準書Ⅱ整備編P. 14 に記載の「白色、茶色、その他」に読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	Ⅱ 整備編	86	10. 危険物・処理不適物置場	本項での③主要項目とは、貯留対象物の「危険物・有害物・乾電池・蛍光灯（個別梱包ケース保管）」と「スプリング入りマットレス」の2種類との理解でよろしいでしょうか。 また、貯留対象物の保管方法の工夫により仕切壁が不要な場合は設置しなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	保管場所は2種類ではなく各々区分してください。保管方法は事業者提案に委ねます。
138	Ⅱ 整備編	88	1. 計画概要	『本設備の中核をなすコンピュータシステムは、危険分散のため主要部分は二重化し、』とありますが、主要部分とはオペレータコンソール用パソコンのハードディスクで、RAID1 方式とするという解釈でよろしいでしょうか。	二重化の範囲やハードディスクの RAID レベルは事業者提案に委ねますが、万一の時にも支障なく復旧でき運転可能なシステムとしてください。
139	Ⅱ 整備編	89	4. 大気質測定機器	(1)集じん排気中粉じん濃度計、および(2)防爆排気中粉じん濃度計の二種を要求水準として提示いただいておりますが、いずれの粉じん濃度計も集じん装置二次側に設置して排気口出口粉じん濃度が要求水準以下であることを計測するもの、と理解してよろしいでしょうか。 また、(1)と(2)については兼用することをお認めいただけますでしょうか。	事業者提案に委ねます。
140	Ⅱ 整備編	89	4. 大気質測定機器 (2)防爆排気中粉じん濃度計	防爆用の排気は、集じん・脱臭設備で処理し、排気する場合は、(1) 集じん排気中粉じん濃度計のみさせていただいてもよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
141	Ⅱ 整備編	89	4. 大気質測定機器 (2)防爆排気中粉じん濃度計	集じん排気と防爆排気が同一ルートとなる場合は、集じん排気中粉じん濃度計と防爆排気中粉じん濃度計を兼ねる計画としてよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
142	Ⅱ 整備編	89	5. ITV 装置	回転雲台について、同様の機能を持ったドーム型カメラの採用もお認めいただけないでしょうか。	事業者提案に委ねます。
143	Ⅱ 整備編	92	5. ITV 装置	「①～数量は、上記台数を基準として」とありますが、画面分割の構成、大型モニタ(55 インチ)の採用等で台数を大幅に削減することは可能でしょうか。(実績より 55 インチモニタに 9 画面分割表示が適当と考えます。)	事業者提案に委ねます。
144	Ⅱ 整備編	92	5. ITV 装置	「②屋外に設置するカメラは、SUS 製ケース入りとし、・・・」とありますが、屋外設置に実績のある、アルミ合金、AES 樹脂を採用してもよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
145	Ⅱ 整備編	92	5. ITV 装置	「②屋外に設置するカメラは SUS 製ケース」とありますが、ドーム型カメラで採用されている ABS 樹脂製のハウジングを採用してもよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
146	Ⅱ 整備編	92	5. ITV 装置	「③必要に応じてワイパー」とありますが、ドーム型カメラを採用する場合はワイパー付のハウジングがないため、親水コーティングカバーを採用してもよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
147	Ⅱ 整備編	93	6. システム構成	③主要項目に、帳票 プリンター、メッセージプリンタ、カラーハードコピー機が個別に示されていますが、機能的に共有できる場合は、1 台に集約してもよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
148	Ⅱ 整備編	94	3. 真空掃除装置	「本装置は手選別コンベヤ付近等粉じんが発生しやすい箇所の清掃用に用いる」とあります。経験上、手選別コンベヤ付近からは粉じんよりも手選別作業中に固形物のダストが落下することが多いです。よって、	事業者提案に委ねます。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				真空掃除装置の代わりに、可搬しやすくメンテナンスが容易な可搬式業務用掃除機をご提案し、可搬式業務用掃除機をご提案してもよろしいでしょうか。	
149	II 整備編	95	6. 環境集じん装置	環境集じん装置とありますが、「要求水準書(案)II整備編」P87に集じん・脱臭設備の記載があります。集じん・脱臭設備で能力が満足できれば、環境集じん装置は不要とさせていただいてもよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
150	II 整備編	96	9. 作業用重機・場内運搬車両	仮設リサイクル処理場で使用していたものを流用してもよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
151	II 整備編	97	1. 仮設計量機(登録者用)⑤	「データ処理装置については、本施設内LANと連携(中央制御室のデータ処理装置及び管理事務室)」とありますが、新設のごみ焼却施設及び管理棟整備時に本機能を構築するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、本市の求めに応じて適時データを参照できるようにしてください。
152	II 整備編	97 98	1. 仮設計量機(登録者用)⑪ 2. 仮設計量機(一般持込等未登録車用)⑨	『計量機及び計量システムは、停電時にも使用できるよう無停電電源装置と接続すること。また、停電時でも計量できるよう非常用発電系等とも接続すること。』 とありますが、仮設計量機の運用期間の初期段階である、新設焼却施設建設中(既設粗大・し尿解体)は、需要設備安全管理審査→使用前安全管理審査→試運転完了を経て非常用電源系統が確保されることから、以下のような対応とさせて頂いてもよろしいでしょうか。 ①仮設リサイクル処理場運営開始～新設焼却施設試運転完了迄の期間限定で、既設焼却施設非常用電源系統(無停電電源装置)へ接続。 ②別途、簡易の仮設非常用発電機(エンジン式)等を近傍に準備/設置、専用として電源確保。	②の方法であれば可としますが、①の方法は既設焼却施設の電気保安管理の責任分界が曖昧となることから不可とします。
153	II 整備編	98	2. 仮設計量機(一般持込等未登録車用)④	「データ処理装置については、本施設内LANと連携(中央制御室のデータ処理装置及び管理事務室)」とありますが、新設のごみ焼却施設及び管理棟整備時に本機能を構築するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、本市の求めに応じて適時データを参照できるようにしてください。
154	II 整備編	100	4. 冷凍庫(1)小・中型動物用	「②プレハブ式とはしないこと。」の記載がございますが、プレハブ式の詳細仕様について念のため確認させてください。	詳細仕様はありません。人の閉じ込め防止の観点から、プレハブ式を不可としました。
155	II 整備編	104	第4節 給排水設備	「既存施設とは別に新たに水道管からの給水および下水道への排水経路を接続すること。」と記載がありますが、仮設リサイクル場への給水として、既存施設に影響がない範囲で既存施設の上水道管からの分岐使用は可能と理解してよろしいでしょうか。	共通編P.4～5の記載を満足すれば分岐も可とします。
156	II 整備編	106	7. 作業用重機・場内運搬車両	重機や車両の手配について、運営編P.3「6. 場内運搬」に同様の記載があります。これらの手配は建設工事ではなく、運営事業での手配との理解でよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
157	II 整備編	113	1. 生物脱臭装置 2. 薬液洗浄脱臭塔	生物脱臭装置と活性炭吸着装置を組み合わせた脱臭方式とし、薬液洗浄脱臭塔を設けない提案をしてもよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
158	II 整備編	120	3. 仕上計画(1)共通事項③	「燃えにくく有害ガスを発生しない内装材を使用するとともに、…」とありますが、建築基準法施行令で定める「難燃材料」以上と認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	II 整備編	125	(1)一般駐車場(有料)	「普通車70台については有料駐車場として整備する。料金徴収機、監視カメラ(録画機能付き)等設備の整備及び維持管理は本市所掌とするが、開錠・施錠等の日常管理は事業者が行うこと。整備に当たっては、工事工程や取合いを本市と調整すること。」と記載ありますが、建設工事における事業者の所掌は舗装工事までとし、貴市所掌にて、一般駐車場(有料)内の路面サイン、構内サイン、監視カメラ・料金徴収機用の埋設配管配線等その他整備工事を行うと考	整備にあたっての本市所掌は、駐車場の運営に関する料金徴収機、監視カメラ、進入出ゲート等設備です。舗装工事、路面サイン、構内サイン、埋設配管配線等その他整備は、事業者所掌とします。埋設配管配線についての具体的な責任分界点は、実施設計時の協議とします。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				えてよろしいでしょうか。	
160	Ⅱ 整備編	125	(1)一般駐車場(有料)	有料一般駐車場エリアに公用車駐車を別途設けて計画してよろしいでしょうか。	公用車駐車場は、有料一般駐車場とはエリアを区分してください。場所は、添付資料 05 : ③ [参考] 竣工イメージ図に示す場所でなくても構いません。
161	Ⅱ 整備編	130	1. 仮設ランプウェイ	仮設ランプウェイの形式について『鋼板製車路』とありますが、その他の形式を提案することは可能でしょうか。	事業者提案に委ねます。
162	Ⅱ 整備編	133	1. 共通事項	(7)①に「使用機器はオイルレス化を原則とすること。」とありますが、特別高圧変圧器は、油入絶縁変圧器を採用してもよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
163	Ⅱ 整備編	133	1. 共通事項 (4)非常用電源の確保	仮設リサイクル処理場は、非常用電源系統確保の対象外か、対象内かについて、以下ケース別にご質問いたします。 ①非常用電源対象内とする場合、非常用負荷の対象範囲(プラント機器、建築機械電気設備関係)についてご教示お願い致します。 ②基本は非常用電源対象外であるが、法令上最低限必要なもの(消防法上の保安設備等)は対象内とする。 ③法令上最低限必要なもの、及びプラント機器で以下に示すものは対象内とする(二軸破碎機及びその前後機器…) 非常用電源の対象内であれば、工事期間中の変遷で、異なる対応方法になると考えます。(Ⅰ期工事期間中とⅠ期工事終了) 非常用電源負荷容量で、電気計装設備・工事内容・工事期間も大きく左右されることが予想されますので、何卒ご教示のほどお願い致します。	③であり、計量機を非常用電源対象とします。
164	Ⅱ 整備編	135	6. 盤類	(2)動力制御盤②に「余裕として〔 〕程度を見込むこと。」とありますが、予備回路スペースと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	Ⅱ 整備編	136	11. 無停電電源装置 ①直流電源装置	マテリアルリサイクル推進施設は発電施設ではないため、受変電設備での直流電源装置は省略可能との理解でよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
166	Ⅱ 整備編	136	11. 無停電電源装置 ①直流電源装置	仮設リサイクル処理施設は発電施設ではないため、受変電設備での直流電源装置は省略可能との理解でよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
167	Ⅱ 整備編	138	6. 消防防災用制御盤	「受信機は、エネルギー回収推進施設の中央制御室に設置する。」と記載がありますが、工事期間中に稼働している建物(仮設リサイクル含む)の自動火災報知設備については、一括監視する必要はありますでしょうか。	詳細は本市消防署との協議を行っていただく必要がありますが、既存管理棟や既存焼却施設棟、または新設するエネルギー回収推進施設棟での一括監視が必要となる可能性もあります。
168	Ⅱ 整備編	141	15. ITV 装置	「③屋外に設置するカメラは、SUS 製ケース入りとし、・・・」とありますが、屋外設置に実績のある、アルミ合金、AES 樹脂を採用してもよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
169	Ⅱ 整備編	159	(11)地下工作物(現在稼働中施設以外のもの)	地下工作物が残置されている旧し尿処理施設、旧焼却施設等のピット等は埋戻し土にて地盤面まで埋め戻しをされているものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	Ⅱ 整備編	162~164	11. 調査項目のまとめ	表 5 環境調査実施項目(ごみ焼却施設)、表 6 環境調査実施項目(その他施設)、表 7 環境調査実施内容(ごみ焼却施設)、表 8 環境調査実施内容(その他施設)に、PCB の情報記載がありません。 PCB 含有量の事前調査については、全て貴市所掌と考えてよろしいでしょうか。	PCB 含有廃棄物に関する事前調査結果はなく、本市においても調査の予定はありません。解体工事において発見した場合は、本市に引き渡してください。
171	Ⅲ 運営編	2	1. 受付 ②	「事業者は、計量施設にて、廃棄物、薬剤・燃料等～車両の計量受付をすること。」とあります。一般持込車(未登録車)に関しては、計量施設で計量受付を行う対象車両は、事前予約された車両のみと考えてよろしいでしょうか。また、一般持込車が直接搬入するごみ種は以下の通りでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ（家庭系・事業系） ※家庭系の粗大ごみと合わせて一般ごみが持ち込まれる場合がある ・一般ごみ（事業系） ※燃やすごみ、プラスチック類、かん・びん、紙・布、ペットボトル、小型不燃 ・動物の死体（家庭系・事業系） 	
172	Ⅲ 運営編	2	3. 案内・指示 ②	「搬入車両の多い時期は、誘導員を増員すること。」とありますが、「搬入車両が多い時期」の具体的な月と日数の想定がございましたらご教示願います。	年末年始を想定しています。
173	Ⅲ 運営編	2	4. 料金徴収	預かった手数料の管理方法検討のため、収納する手数料のおおよその1日の総額、年間総額、貴市への収納頻度についてご教示願います。	実績では、年間2,300万円程度、1日当たり7～8万円、頻度は基本的には毎日です。
174	Ⅲ 運営編	2	4. 料金徴収	現金徴収が発生する品目は以下のとおりとの理解でよろしいでしょうか。粗大ごみ、剪定枝、動物死体、可燃ごみ（小売店からの事業系一般廃棄物）また、料金体系について具体的な想定がございましたらご教示願います。	家庭系の粗大ごみ、事業系の全てのごみ種、家庭系・事業系の動物死体です。料金体系は、添付資料01：⑩宝塚市家庭ごみの減量と出し方・分け方ハンドブック〔平成31年度版〕に記載のとおりです。
175	Ⅲ 運営編	2	4. 料金徴収 ②	徴収した料金の引き渡しですが、「契約書に定める方法」と記載ありますが、該当する記載が見つかりませんでした。公金のため納付書（手数料不要）による引き渡しと考えるとよろしいでしょうか。また、引き渡しの頻度についてご教示願います。	納付書（手数料不要）により、原則翌営業日中に、指定金融機関に収納してください。
176	Ⅲ 運営編	3	5. 搬入管理 ④	搬入検査の回数については、エネルギー回収推進施設・マテリアルリサイクル推進施設・仮設リサイクル処理施設の3施設の検査回数の合計が年間50回との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、仮設リサイクル処理場はスペース的にも余裕は無いと考えられることから、仮設リサイクル処理場のみが稼働している期間（令和6年4月～令和9年9月）の実施場所・頻度は協議させていただきます。
177	Ⅲ 運営編	4	10. 搬出物の性状分析 ①	「事業者は、焼却残渣（主灰・飛灰処理物）及び資源物等の量及び質について～要求水準書（整備編）に示す基準を満たされていることを確認すること」とあります。 焼却残渣及び資源物について、守るべき基準は「要求水準書Ⅰ共通編P.28～P.36 引渡性能試験方法」に記載された保証値と同様との理解でよろしいでしょうか。 また、貴市が最低限必要とする分析頻度の想定がございましたらご教示願います。	ご理解のとおりです。頻度について具体的に想定しているものではありませんので、事業者提案に委ねます。
178	Ⅲ 運営編	4	10. 搬出物の性状分析 ②	「事業者は、資源物等について、分析・管理を引渡先の条件に応じて適宜行い～」とあります。 現状想定される分析頻度の想定がございましたらご教示願います。 また、貴市が引渡先を変更するなど、事業者の責でない事由で資源物等についての分析頻度や内容に変更が発生する場合、分析対応及び費用負担は別途協議により決定することとさせて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	頻度について具体的に想定しているものではありませんので、事業者提案に委ねます。事業者の責でない理由で、提案の頻度以上に本市が分析を求める場合は、別途協議します。
179	Ⅲ 運営編	10	1. 売電・送電業務の事務手続き ③	「事業者の責により～計画値からの売電量減少に伴う収益減少等は、損害賠償の対象として扱う。」とあります。「計画値に対して売電量が何%以下に達する場合」など、賠償請求の対象となる具体的な範囲について想定がございましたらご教示願います。	計画値からの減少率によって賠償請求の対象かどうかを判断するわけではなく、運転状況から総合的に判断します。
180	Ⅲ 運営編	10	1. 売電・送電業務の事務手続き ③	「事業者の責により～計画値からの売電量減少に伴う収益減少等は、損害賠償の対象として扱う。」とあります。 事業者が保証する売電量とはエネルギー回収推進施設ごみ処理量当たりの売電量（kWh/ごみ-t）との理解でよろしいでしょうか。	届出の売電計画量が基準となります。ただし、ごみ質が低い場合や、ごみ量が足りない場合など、事業者の責によらない場合は、未達の原因を事業者に求めるものではありません。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答																																
181	Ⅲ 運営編	11	3. 見学者・来場者対応	見学者・来場者の月別来場日数実績と月別来場者数実績をご教示願います。また、1日の最大来場者数は、35人3クラス分の105人程度との理解でよろしいでしょうか。	実績は、令和元年度において下表のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>R01年度</th> <th>日数</th> <th>人数</th> <th>日最大</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月</td> <td>14日</td> <td>1,099人</td> <td>128人</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>15日</td> <td>1,095人</td> <td>130人</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>4日</td> <td>36人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>1日</td> <td>2人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>2日</td> <td>16人</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>3日</td> <td>121人</td> <td>82人</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>1日</td> <td>147人</td> <td>147人</td> </tr> </tbody> </table>	R01年度	日数	人数	日最大	5月	14日	1,099人	128人	6月	15日	1,095人	130人	7月	4日	36人	15人	9月	1日	2人	2人	10月	2日	16人	10人	11月	3日	121人	82人	2月	1日	147人	147人
R01年度	日数	人数	日最大																																		
5月	14日	1,099人	128人																																		
6月	15日	1,095人	130人																																		
7月	4日	36人	15人																																		
9月	1日	2人	2人																																		
10月	2日	16人	10人																																		
11月	3日	121人	82人																																		
2月	1日	147人	147人																																		
182	Ⅲ 運営編	11	3. 見学者・来場者対応 ③	事業者が行う一般市民等からの施設見学に関する受付方法については、事業者提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。																																
183	Ⅲ 運営編	11	3. 見学者・来場者対応 ③	見学者・来場者の施設案内を実施する曜日、時間をご教示願います。	基本的には事前に予約があるため、常に対応すべき曜日・時間が定まっているわけではありません。なお、学校からの見学は、これまでは5月・6月の平日の9:30～11:15までが多くなっています。																																
184	Ⅲ 運営編	11	3. 見学者・来場者対応 ③	一般市民等の施設見学に対して、事前予約を必要としない自由見学のご提案は可能でしょうか。	事業者提案に委ねます。																																
185	Ⅲ 運営編	12	5. 住民対応 ③	「事業者は本市が出席する周辺地域との協議会に出席すること。」とあります。「周辺との協議会」が想定される開催回数(回/年)をご教示願います。	通常、2回/年(総会が5～6月、運用委員会が秋)ですが、工事中については中間報告などを別途行う必要があるとご理解ください。																																
186	添付資料 01 ①計画条件の整理	3	(1)②粗大ごみ(可燃粗大ごみ)	「・・・、粗大ごみ(可燃粗大ごみ・不燃粗大ごみ)を一旦ストックヤードで受入れ、再使用可能な物は別途保管し、・・・」とありますが、再使用可能な物の保管場所・必要面積をご教示願います。	現時点では再使用の予定は無いため、保管場所等の整備は不要です。事業者提案により実施する場合は、必要に応じて設けてください。																																
187	添付資料 01 ①計画条件の整理	4	(2)①粗大ごみ(不燃粗大ごみ)	「・・・、不燃残渣はフェニックスで埋立処理する工程とします。」とありますが、フローシート記載の不燃残渣は残渣貯留設備を経由し、焼却処理する工程となっており、どちらが正でしょうか。	要求水準書〔整備編〕記載の処理フローのとおり、粗大ごみ破碎後の残渣は焼却処理が基本と考えています。																																
188	添付資料 01 ①計画条件の整理	4	(2)②小型不燃ごみ	「・・・、不燃残渣はフェニックスで埋立処理する工程とします。」とありますが、フローシート記載の不燃残渣は残渣貯留設備を経由し、焼却処理する工程となっており、どちらが正でしょうか。	要求水準書〔整備編〕記載の処理フローのとおり、小型不燃ごみ選別後の残渣は、マテリアルリサイクル推進施設では、陶器くずを除き、焼却処理が基本と考えています。仮説リサイクル処理場では、陶器くずを含め、焼却処理が基本と考えています。																																
189	添付資料 22 ②開発構想届に対する通知	1/5	(道路関係)	「宝塚市開発ガイドライン、道路構造に伴う条例を遵守すること。」と記載がありますが、開発ガイドラインによると開発事業区域に設ける道路の幅員が9m必要と考えられますが、一部前面道路の幅員が9mを満足していない部分があります。道路の拡幅工事は貴市範囲となりますでしょうか。	後退整備が本事業範囲です。ただし、後退整備に伴い既存道路の修繕が必要な場合は、協議によります。																																